

福井大学における公的研究費等の適正な管理運用に係る責任体制

2019年4月現在

最高管理責任者	学長
(福井大学における研究費等の取扱いに関する規則) 第4条 本学に、本学全体を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。	
統括管理責任者	理事(研究、産学・社会連携担当)
(福井大学における研究費等の取扱いに関する規則) 第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、理事(研究、産学・社会連携担当)をもって充てる。	
コンプライアンス推進責任者	各部局長
(福井大学における研究費等の取扱いに関する規則) 第6条 各部局等における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局等の長をもって充てる。	
教育・人文社会系部門長	高エネルギー医学研究センター長
医学系部門長	遠赤外領域開発研究センター長
工学系部門長	子どものこころの発達研究センター長
先進部門長	総合情報基盤センター長
基盤部門長	アドミッションセンター長
教育学部長・教育学研究科長	国際センター長
医学部長・医学系研究科長	ライフサイエンス支援センター長
工学部長・工学研究科長	高等教育推進センター長
国際地域科学部長	語学センター長
医学部附属病院長	テニュアトラック推進本部長
附属図書館長	保健管理センター長
産学官連携本部長	事務局長
附属国際原子力工学研究所長	

コンプライアンス推進副責任者	コンプライアンス推進副責任者より任命された者
<p>(福井大学における研究費等の取扱いに関する規則)</p> <p>第6条</p> <p>3 コンプライアンス推進責任者は、部局等において適当と判断する場合は、前項第2号の業務を補助させるため、複数のコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。</p>	
教育学部・教育学研究科 各講座主任、各附属学校・園長	医学部附属病院 運営委員会委員
医学部・医学系研究科 研究推進室委員	事務局 各課長
工学研究科 各専攻長	